

2025（令和7年）度保険料率広報 （インセンティブ広報の取り組み）

本部における取組

○ Webによる広報

2/14 特設ページを開設

2/25～3/25 Web広告（Yahoo!、Google、Facebook/Instagram、LINE、SmartNews、Red）

○ 事業所（事業主）への広報

リーフレット（保険料額表） 2月発送分の納入告知書に同封

○ 関係団体を通じた広報

2/14 関係団体に周知広報の協力依頼

（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）

2月中旬～下旬 上述の3団体から各都道府県団体へ周知広報の協力依頼

●令和7年度保険料率広報特設ページ

**全国健康保険協会**
協会けんぽ

都道府県支部ごとの
令和7年度保険料率表はこちら

**協会けんぽ** 加入者のみなさまへ

みなさまが自分らしく安心して働けるように。

**協会けんぽは、
働くあなたのそばにいます。**

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。
しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。

さらに、上手な医療のかかり方を心がければ、
あなたの支払う医療費や、保険料率の伸びが抑えられます。
「上手な医療のかかり方」と「健康づくり」をはじめませんか？

協会けんぽ
入ってよかった

やっぱり
健康づくりが大事

保険料率の仕組み

上手な医療のかかり方

健康づくりサイクル

協会けんぽとSDGs

令和7年度の各都道府県支部の保険料率

健康づくりの取組等で、医療費の伸びを抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることにつながります。

下の日本地図をクリックすると都道府県支部の保険料率が表示されます。

東京支部
9.91%

全国平均 **10.00%**



●令和7年度保険料率広報Web広告バナー

**協会けんぽ** 加入者のみなさまへ

令和7年3月分(4月納付分)からの
**保険料率の
お知らせです。**

保険料率に関する特設サイト公開中!

**全国健康保険協会**
協会けんぽ

**協会けんぽ** 加入者のみなさまへ



令和7年3月分(4月納付分)からの
保険料率のお知らせです。
自分らしく安心して
働けるように、
健康と医療のこと
知ってみませんか？

保険料率・健康づくりに関する特設サイト公開中!

**全国健康保険協会**
協会けんぽ

**協会けんぽ** 加入者のみなさまへ

**休日や夜間に
病院に行くことがある。**
当てはまる人は、医療のかかり方を見直してみませんか？



保険料率・医療のかかり方に関する特設サイト公開中!

**全国健康保険協会**
協会けんぽ

協会けんぽ 加入者・事業主のみなさまへ

令和7年3月分(4月納付分)からの
保険料率のお知らせです

〇〇〇支部の
健康保険料率は **変更** となります

令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の **00.00%**

令和7年3月分(4月納付分)から給与・賞与の **00.00%**

介護保険料率も **変更** となります

令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の **1.60%**

令和7年3月分(4月納付分)から給与・賞与の **1.59%**

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。
※ご加入の支部は資格情報のお知らせ等の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)



みなさまが自分らしく安心して働けるように。
**協会けんぽは、
働くあなたのそばにいます。**

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。
しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。
さらに、上手な医療のかかり方を心がければ、
あなたの支払う医療費や、保険料率の伸びが抑えられます。
「上手な医療のかかり方」と「健康づくり」をはじめませんか?

上手な医療のかかり方

あなたの医療のかかり方について、あてはまる項目を見直してみましょう。
自己負担の軽減ひいては医療費の適正化につながります。



休日や夜間に
病院に行くことがある。



同じ病気や症状の治療のために
複数の医療機関を受診する。



ジェネリック医薬品を
使っていない。



気軽に相談できる
医師・薬剤師がいない。

健康づくりサイクル

健康づくりサイクルをまわして、
元気で健康な暮らしを続けましょう!



協会けんぽ とSDGs 私たち協会けんぽは、健康保険事業の運営を
通してSDGsに貢献していきます
※SDGsとは国連で採択された「持続可能な開発目標」です。



全国健康保険協会 〇〇〇支部
協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで
TEL 03-6853-6111
〒164-8540 中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階

保険料率に
ついての
特設サイトは
こちら



●令和7年度保険料率リーフレット

令和7年3月21日 全国健康保険協会
第135回運営委員会資料

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料率表

・健康保険料率: 令和7年3月分～適用
・介護保険料率: 令和7年3月分～適用
・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～適用
・子ども・子育て拠出金: 令和2年4月分～適用

東京支部		全国健康保険協会管掌健康保険料										(単位: 円)		
等級	月額	標準報酬	報酬月額		介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		厚生年金保険料(厚生年金基金加入者等除く)				一般、坑内・船員	
					9.91%		11.50%				18.300%※			
					全 額		全 額		全 額		全 額		全 額	
					折半額		折半額		折半額		折半額		折半額	
			円以上 円未満											
1	58,000	～	53,000	57,000	5,747.8	2,873.9	6,670.0	3,335.0						
2	63,000	～	58,000	62,000	6,238.8	3,119.4	7,120.0	3,560.0						
3	68,000	～	63,000	67,000	6,729.8	3,364.9	7,570.0	3,785.0						
4(1)	73,000	～	68,000	72,000	7,220.8	3,610.4	8,020.0	4,010.0			16,104.0	8,052.0		
5(2)	78,000	～	73,000	77,000	7,711.8	3,855.9	8,470.0	4,235.0			17,334.0	8,667.0		
6(3)	83,000	～	78,000	82,000	8,202.8	4,101.4	8,920.0	4,460.0			18,564.0	9,282.0		
7(4)	88,000	～	83,000	87,000	8,693.8	4,346.9	9,370.0	4,685.0			19,794.0	9,897.0		
8(5)	93,000	～	88,000	92,000	9,184.8	4,592.4	9,820.0	4,910.0			21,024.0	10,512.0		
9(6)	98,000	～	93,000	97,000	9,675.8	4,837.9	10,270.0	5,135.0			22,254.0	11,127.0		
10(7)	103,000	～	98,000	102,000	10,166.8	5,083.4	10,720.0	5,360.0			23,484.0	11,742.0		
11(8)	108,000	～	103,000	107,000	10,657.8	5,328.9	11,170.0	5,585.0			24,714.0	12,357.0		
12(9)	113,000	～	108,000	112,000	11,148.8	5,574.4	11,620.0	5,810.0			25,944.0	12,972.0		
13(10)	118,000	～	113,000	117,000	11,639.8	5,819.9	12,070.0	6,035.0			27,174.0	13,587.0		
14(11)	123,000	～	118,000	122,000	12,130.8	6,065.4	12,520.0	6,260.0			28,404.0	14,202.0		
15(12)	128,000	～	123,000	127,000	12,621.8	6,310.9	12,970.0	6,485.0			29,634.0	14,817.0		
16(13)	133,000	～	128,000	132,000	13,112.8	6,556.4	13,420.0	6,710.0			30,864.0	15,432.0		
17(14)	138,000	～	133,000	137,000	13,603.8	6,801.9	13,870.0	6,935.0			32,094.0	16,047.0		
18(15)	143,000	～	138,000	142,000	14,094.8	7,047.4	14,320.0	7,160.0			33,324.0	16,662.0		
19(16)	148,000	～	143,000	147,000	14,585.8	7,292.9	14,770.0	7,385.0			34,554.0	17,277.0		
20(17)	153,000	～	148,000	152,000	15,076.8	7,538.4	15,220.0	7,610.0			35,784.0	17,892.0		
21(18)	158,000	～	153,000	157,000	15,567.8	7,783.9	15,670.0	7,835.0			37,014.0	18,507.0		
22(19)	163,000	～	158,000	162,000	16,058.8	8,029.4	16,120.0	8,060.0			38,244.0	19,122.0		
23(20)	168,000	～	163,000	167,000	16,549.8	8,274.9	16,570.0	8,285.0			39,474.0	19,737.0		
24(21)	173,000	～	168,000	172,000	17,040.8	8,520.4	17,020.0	8,510.0			40,704.0	20,352.0		
25(22)	178,000	～	173,000	177,000	17,531.8	8,765.9	17,470.0	8,735.0			41,934.0	20,967.0		
26(23)	183,000	～	178,000	182,000	18,022.8	9,011.4	17,920.0	8,960.0			43,164.0	21,582.0		
27(24)	188,000	～	183,000	187,000	18,513.8	9,256.9	18,370.0	9,185.0			44,394.0	22,197.0		
28(25)	193,000	～	188,000	192,000	19,004.8	9,502.4	18,820.0	9,410.0			45,624.0	22,812.0		
29(26)	198,000	～	193,000	197,000	19,495.8	9,747.9	19,270.0	9,635.0			46,854.0	23,427.0		
30(27)	203,000	～	198,000	202,000	19,986.8	9,993.4	19,720.0	9,860.0			48,084.0	24,042.0		
31(28)	208,000	～	203,000	207,000	20,477.8	10,238.9	20,170.0	10,085.0			49,314.0	24,657.0		
32(29)	213,000	～	208,000	212,000	20,968.8	10,484.4	20,620.0	10,310.0			50,544.0	25,272.0		
33(30)	218,000	～	213,000	217,000	21,459.8	10,729.9	21,070.0	10,535.0			51,774.0	25,887.0		
34(31)	223,000	～	218,000	222,000	21,950.8	10,975.4	21,520.0	10,760.0			53,004.0	26,502.0		
35(32)	228,000	～	223,000	227,000	22,441.8	11,220.9	21,970.0	10,985.0			54,234.0	27,117.0		
36	233,000	～	228,000	232,000	22,932.8	11,466.4	22,420.0	11,210.0			55,464.0	27,732.0		
37	238,000	～	233,000	237,000	23,423.8	11,711.9	22,870.0	11,435.0			56,694.0	28,347.0		
38	243,000	～	238,000	242,000	23,914.8	11,957.4	23,320.0	11,660.0			57,924.0	28,962.0		
39	248,000	～	243,000	247,000	24,405.8	12,202.9	23,770.0	11,885.0			59,154.0	29,577.0		
40	253,000	～	248,000	252,000	24,896.8	12,448.4	24,220.0	12,110.0			60,384.0	30,192.0		
41	258,000	～	253,000	257,000	25,387.8	12,693.9	24,670.0	12,335.0			61,614.0	30,807.0		
42	263,000	～	258,000	262,000	25,878.8	12,939.4	25,120.0	12,560.0			62,844.0	31,422.0		
43	268,000	～	263,000	267,000	26,369.8	13,184.9	25,570.0	12,785.0			64,074.0	32,037.0		
44	273,000	～	268,000	272,000	26,860.8	13,430.4	26,020.0	13,010.0			65,304.0	32,652.0		
45	278,000	～	273,000	277,000	27,351.8	13,675.9	26,470.0	13,235.0			66,534.0	33,267.0		
46	283,000	～	278,000	282,000	27,842.8	13,921.4	26,920.0	13,460.0			67,764.0	33,882.0		
47	288,000	～	283,000	287,000	28,333.8	14,166.9	27,370.0	13,685.0			68,994.0	34,497.0		
48	293,000	～	288,000	292,000	28,824.8	14,412.4	27,820.0	13,910.0			70,224.0	35,112.0		
49	298,000	～	293,000	297,000	29,315.8	14,657.9	28,270.0	14,135.0			71,454.0	35,727.0		
50	303,000	～	298,000	302,000	29,806.8	14,903.4	28,720.0	14,360.0			72,684.0	36,342.0		

※厚生年金基金に加入している方は、厚生年金保険料は、協会に定められている年齢段階別(2.4%-5.10%)を控除した額となります。

加入する協会ごとにより異なる方、免除保険料および厚生年金基金の増減については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.91%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。
- ◆等級の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「標準報酬」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35(32)等級の「標準報酬」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。
- 被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円とします。
- ②被保険者が、給与以外の収入を事業主へ委託して支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円とします。
- (注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者が合意がある場合は、任意に高き取扱いをすることがあります。
- 納入告知書の保険料額
- 納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与に係る保険料額
- 賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額になります。
- また、標準賞与額とは、標準報酬(年間175万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの算出額))となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。
- 子ども・子育て拠出金
- 事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
- この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額より、拠出率(0.30%)を乗じて得た額の額となります。

東京
支部



協会けんぽ

加入者・事業主のみなさまへ

事業所内で回覧をお願いいたします。

令和7年3月分(4月納付分)からの 保険料率のお知らせです

東京支部の
健康保険料率は変更となります

令和7年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

令和7年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

9.98% ▶ 9.91%

介護保険料率も変更となります

令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

令和7年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

1.60% ▶ 1.59%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に

全額一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分より変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率について
特設サイトはこちら



健康保険料率9.91%のうち、6.53%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.38%分は
後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせ
ください。★ご加入の支部は資格情報のお知らせ等の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)

全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで
TEL 03-6853-6111
〒164-8540 中野区中野4-10-2 中野セントラルビル(クササ7階)



協会けんぽ

加入者・事業主のみなさまへ

みなさまが自分らしく安心して働けるように。

協会けんぽは、 働くあなたのそばにいます。

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。

しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。

さらに、上手な医療のかかり方を心がければ、

あなたの支払う医療費や、保険料率の伸びが抑えられます。

「上手な医療のかかり方」と「健康づくり」をはじめませんか？



保険料率の仕組み

実は

保険料率は、都道府県ごとに、
毎年改定されています。

保険料率は都道府県支部ごとの
医療費水準等に基づき決定しています。

1分でかんたん！
あなたの保険料額をチェック

加入支部と標準報酬月額を選ぶだけ！
あなたの保険料額がわかります。



こちらの保険料率
サイトでチェック▼



協会けんぽ と SDGs

私たち協会けんぽは、健康保険事業の運営を
通してSDGsに貢献していきます

協会けんぽは持続可能性の観点から安定的・効率的な運営を行うとともに、
加入者のみなさまの健康増進に取り組んでいます。
こうした取組を通して、SDGsに貢献していきます。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



詳しくはサイトを
チェック▶

※SDGsとは国連で採択された「持続可能な開発目標」です。

保険料率の伸びを抑えるためには、
みなさまが上手な医療のかかり方と
健康づくりに取り組むことが大切です。



ご存じですか。上手な医療のかかり方

あなたの医療のかかり方について、あてはまる項目を見直してみましょう。
自己負担の軽減ひいては医療費の適正化につながります。



休日や夜間に
病院に行くことがある。

休日や夜間の受診は、
自己負担が増加します。



同じ病気や症状の治療のために
複数の医療機関を受診する。

体にお財布にも負担が大きい
「はして受診」。



ジェネリック医薬品を
使っていない。

医師や薬局に相談して、
ジェネリック医薬品を使いましょう。



気軽に相談できる
医師・薬剤師がいない。

かかりつけ医・薬剤師は、健康相談から
傷病による受診や通院など、健康を
サポートするのにもいい存在です。

健康づくりサイクルをまわさないと「もったいない」

健康づくりサイクルをまわして、元気で健康な暮らしを続けましょう！



詳しくはサイトを
チェック▼



みなさまの取組*に応じて、都道府県の保険料率が変わるインセンティブ制度についてはこちら▶
※特定健診受診・ジェネリック医薬品の使用等



事業主・ご担当者の方のみなさまへのお願い

従業員のみなさまにも、協会けんぽのwebサイトやこちらのリーフレットをご覧ください。
上手な医療のかかり方や健康づくりについてご理解いただくようお声がけをお願いします。
また、健診受診の積極的なお声がけをお願いいたします。

支部における取組

○ 新聞広告による広報

3月 埼玉新聞へ2回（11日・17日）広告を掲載

○ ラジオCMによる広報

3月 ラジオ局NACK5にて20秒CMを25回放送

○ 関係団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）を通じた広報

3月 関係団体（埼玉県内の商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会等）に直接訪問・説明の上、リーフレットの配布協力、会報誌・メルマガへの記事掲載等を依頼

3月 会員事業所等への周知、会報誌・メルマガへの記事掲載、ホームページ掲載 等

○ その他支部独自の広報

納入告知書同封リーフレット（埼玉だより）、埼玉支部メールマガジン（彩メール）等への記事掲載

令和7年度保険料率に係る広報の埼玉支部における対応について

新聞広告による広報

令和7年3月11日・17日掲載

加入者・事業主のみなさまへ

令和7年3月分(4月納付分)からの
保険料率のお知らせです

**埼玉支部の
健康保険料率は 変更 となります**

令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賃金の **9.78%**

▼

令和7年3月分(4月納付分)から給与・賃金の **9.76%**

介護保険料率も 変更 となります

令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賃金の **1.60%**

▼

令和7年3月分(4月納付分)から給与・賃金の **1.59%**

※保険料率の上昇・減額には関係ありません。※4月以降の給与・賃金については、令和7年3月11日(日)から適用される保険料率が適用されます。※介護保険料率については、令和7年4月1日(月)から適用される保険料率が適用されます。※このお知らせは関係機関のホームページに掲載されています。関係機関のホームページは関係機関のホームページに掲載されています。

みなさまが自分らしく安心して働けるように。

**協会けんぽは、
働くあなたのそばにいます。**

上手な医療のかかり方

あなたの医療のかかり方について、あてはまる項目を見直してみましょう。
自己負担の軽減については医療費の適正化につながります。

休日の診療に
病院に行くことがある。

用い病院や症状の治癒のために
複数の医療機関を受診する。

ジェネリック医薬品を
使っていない。

異病に相違できる
医療・薬物がない。

健康づくりサイクル

健康づくりサイクルをまわして、
元気で健康な暮らしを続けましょう!

01 健康づくり
02 健康づくり
03 健康づくり

協会けんぽとSDGs

私たち協会けんぽは、健康保険事業の運営を
通じてSDGsに貢献していきます
SDGsとは国連で採択された17の目標を達成するための目標です。

全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ

TEL 048-658-5919

〒330-3600 埼玉県さいたま市東区東大宮4-2-2 大宮駅前ビル3F

保険料率に
ついての
特設サイトは
こちら

納入告知書リーフレット

埼玉だより4月号

お知らせ 令和7年度 保険料率について

健康保険料率 9.78% 令和7年3月分(4月納付分) から **9.76%**

介護保険料率 1.60% 令和7年3月分(4月納付分) から **1.59%**

※令和7年3月分の保険料(4月納付分)から変更となります。
※賞与については、支給日が令和7年3月1日から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は令和7年4月分(4月納付分)から変更となります。

保険料率表のダウンロードはこちら ▶ [協会けんぽ 令和7年度 保険料率](#)

～保険料率を下げる取り組みをこ存じますか?～

インセンティブ制度

インセンティブ制度とは、5つの取組「評価指標」に基づき、協会けんぽ全国47支部をランク付けし、上位15位については、支部ごとの実績に応じて健康保険料率を引き下げる制度です。
※取組の結果は2年後の健康保険料率に反映されます。

制度について詳しくはこちら ▶

支部における取組

○ 新聞広告による広報

1/27・2/25・3/24

シリーズ化した新聞広告を埼玉新聞に掲載

○ 事業所（事業主）への広報

埼玉だより（納入告知書同封リーフレット）、健康保険委員だより、メルマガ「彩メール」に掲載

○ 関係団体への広報

社会保険労務士会「会報」3月号に掲載

○ 研修会での講演

1月21日（火）健康保険委員研修会

3月18日～26日（5日間）社会保険事務講習会

インセンティブ制度にかかる埼玉支部の広報事例

新聞広告による広報

令和7年1月27日掲載

健康保険はどぞなぞ①

問 5つの評価で、ランクが上がるものナヘンダ。

通信簿?

答 それは、協会けんぽのインセンティブ(報奨金)制度です。ご存知でしたか? 「5つの評価」を高めると、保険料率の減算率が上がります。

協会けんぽのインセンティブ(報奨金)制度とは…

下の5つの評価指標に基づき全国47支部をランキング。
上位15支部について、インセンティブ(報奨金)により健康保険料率を抑える制度です。
ランキング実績は、翌々年度の保険料率に反映されます。(令和3年度の実績を令和7年度の保険料率に反映します。)

5つの評価指標

- 1 特定健診等の実施率
- 2 特定保健指導の実施率
- 3 特定保健指導対象者の減少率
- 4 要治療者の医療機関受診率
- 5 後発医薬品の使用割合

令和5年度の埼玉支部の実績は総合46位…

インセンティブ(報奨金)制度により、保険料率が下がります。

支部のランキングと保険料率の関係

ポイント

- 1 支部の順位が高いと保険料率の上昇を抑えることができます。
- 2 健康診断と特定保健指導を積極的に受けると順位が上がります。

特定健診を積極的に受診しましょう

お問い合わせ先 全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ
〒330-8086 埼玉県さいたま市大宮区扇町605-2
大宮健康文化センター(JACK大宮)16階
TEL 048-658-5919(営業時間内) 受付/午後3:30~17:15 協会けんぽ埼玉 印刷

令和7年2月25日掲載

健康保険はどぞなぞ②

問 みればみるほど、軽くなるものナヘンダ。

体重?

答 それは、協会けんぽのインセンティブ(報奨金)制度です。ご存知でしたか? 健康保険料は、健康診断で「診(み)て」もらうほど軽減できます。

協会けんぽのインセンティブ(報奨金)制度とは…

下の5つの評価指標に基づき全国47支部をランキング。
上位15支部について、インセンティブ(報奨金)により健康保険料率を抑える制度です。
ランキング実績は、翌々年度の保険料率に反映されます。(令和3年度の実績を令和7年度の保険料率に反映します。)

5つの評価指標

- 1 特定健診等の実施率
- 2 特定保健指導の実施率
- 3 特定保健指導対象者の減少率
- 4 要治療者の医療機関受診率
- 5 後発医薬品の使用割合

令和5年度の埼玉支部の実績は総合46位…

インセンティブ(報奨金)制度により、保険料率が下がります。

支部のランキングと保険料率の関係

ポイント

- 1 支部の順位が高いと保険料率の上昇を抑えることができます。
- 2 健康診断と特定保健指導を積極的に受けると順位が上がります。

特定健診を積極的に受診しましょう

お問い合わせ先 全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ
〒330-8086 埼玉県さいたま市大宮区扇町605-2
大宮健康文化センター(JACK大宮)16階
TEL 048-658-5919(営業時間内) 受付/午後3:30~17:15 協会けんぽ埼玉 印刷

令和7年3月24日掲載

健康保険はどぞなぞ③

問 ウケるほど、落ちていくものナヘンダ。

人気?

答 それは、協会けんぽのインセンティブ(報奨金)制度です。ご存知でしたか? 健康診断を「受ける」ほど、健康保険料の負担は落とせます。

協会けんぽのインセンティブ(報奨金)制度とは…

下の5つの評価指標に基づき全国47支部をランキング。
上位15支部について、インセンティブ(報奨金)により健康保険料率を抑える制度です。
ランキング実績は、翌々年度の保険料率に反映されます。(令和3年度の実績を令和7年度の保険料率に反映します。)

5つの評価指標

- 1 特定健診等の実施率
- 2 特定保健指導の実施率
- 3 特定保健指導対象者の減少率
- 4 要治療者の医療機関受診率
- 5 後発医薬品の使用割合

令和5年度の埼玉支部の実績は総合46位…

インセンティブ(報奨金)制度により、保険料率が下がります。

支部のランキングと保険料率の関係

ポイント

- 1 支部の順位が高いと保険料率の上昇を抑えることができます。
- 2 健康診断と特定保健指導を積極的に受けると順位が上がります。

特定健診を積極的に受診しましょう

お問い合わせ先 全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ
〒330-8086 埼玉県さいたま市大宮区扇町605-2
大宮健康文化センター(JACK大宮)16階
TEL 048-658-5919(営業時間内) 受付/午後3:30~17:15 協会けんぽ埼玉 印刷

インセンティブ制度にかかる埼玉支部の広報事例

事業所(事業主)への広報

健康保険委員だより8月号

◇ インセンティブ(報奨金)制度の実施 ◇

◆インセンティブ制度とは、皆様の取組に応じて上位15支部へ報奨金(インセンティブ)を付与することで、「保険料率」を引き下げる制度です。

埼玉支部はインセンティブの総合順位が**45位**のため、インセンティブ(報奨金)の付与による保険料率の引き下げはありませんでした。皆様の取り組みが健康保持や保険料負担の軽減、医療費適正化に繋がります。協会けんぽでは、皆様の取り組みを全力でサポートいたしますので、共に取り組んで参りましょう。

健康保険委員だより2月号

インセンティブ制度 ご存じですか？

☆インセンティブ制度とは？

加入者・事業主の皆様健康づくりへの取組実績に応じて、保険料率が引き下げられる制度です。健診実施率などの5つの評価指標に基づいて、全国47支部を順位づけし、上位15支部の保険料率が引き下げられます。

※令和5年度の取組結果は令和7年度の保険料率に反映されます。

令和5年度のインセンティブ制度の結果をお知らせいたします！



5つの指標の順位を上げる取り組みにご協力ください。

詳しくはこちら ▶ [協会けんぽ インセンティブ](#) 検索

関係団体への広報

社会保険労務士会「会報」3月号

令和5年度 インセンティブ制度の取組実績

インセンティブ制度とは、加入者及び事業主の皆様取組に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、「健康保険料率」に反映させる制度です。5つの評価指標の実績を各都道府県支部ごとにランク付けし、47支部のうち上位15支部は健康保険料率が引き下げられます。

※2年前の実績が反映されるため、令和5年度の埼玉支部評価実績が令和7年度保険料率に反映されます。

～5つの指標(指標別の順位)～

埼玉支部の総合順位
46位

- ・特定健診等の実施率(46位)
- ・特定保健指導の実施率(45位)
- ・特定保健指導対象者の減少率(36位)
- ・要治療者の医療機関受診率(35位)
- ・ジェネリック医薬品の使用割合(17位)

詳しくはこちら ▶



お問い合わせ先

[協会けんぽ インセンティブ制度](#)

インセンティブ制度にかかる埼玉支部の広報事例

研修会での講演

1月21日（火）健康保険委員研修会 講演資料抜粋

インセンティブ制度

インセンティブ制度導入の経緯

- 平成18年の医療保険制度改正において、後期高齢者支援金の加算・減算制度（最大±10%、全保険者が対象）を創設。
- 加減算制度は第2期の特定健診等実施計画から実施、平成30年度からの第3期では、保険者の特性に応じてそれぞれにインセンティブ制度を設ける仕組みに見直し、協会のインセンティブ制度もその一環で創設するもの。

制度の趣旨

協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部については、報奨金によるインセンティブを付与。インセンティブの付与により、健康保険料率の引下げにつながる制度。

①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、速やかに対処を要する者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点（50～80）を合計したものを支部の総得点とし、全支部をランキング付けする。

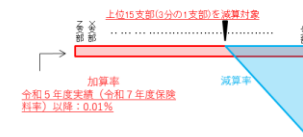
13

インセンティブ制度

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%（※）を盛り込む。
（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収まっている中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

5つの評価指標	
評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 ①評価指標1 実施率: 100% ②評価指標2 実施率: 100% ③評価指標3 実施率: 100% ④評価指標4 実施率: 100% ⑤評価指標5 実施率: 100%	30
指標2 特定保健指導の実施率 ①評価指標1 実施率: 100% ②評価指標2 実施率: 100% ③評価指標3 実施率: 100% ④評価指標4 実施率: 100% ⑤評価指標5 実施率: 100%	30
指標3 特定保健指導対象者の減少率 ①評価指標1 減少率: 100% ②評価指標2 減少率: 100% ③評価指標3 減少率: 100% ④評価指標4 減少率: 100% ⑤評価指標5 減少率: 100%	80
指標4 医療機関への受診回数減少率 ①評価指標1 減少率: 100% ②評価指標2 減少率: 100% ③評価指標3 減少率: 100% ④評価指標4 減少率: 100% ⑤評価指標5 減少率: 100%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 ①評価指標1 使用割合: 100% ②評価指標2 使用割合: 100% ③評価指標3 使用割合: 100% ④評価指標4 使用割合: 100% ⑤評価指標5 使用割合: 100%	50
合計	320



3月18日～26日（5日間）社会保険事務講習会 講演資料抜粋

インセンティブ制度

インセンティブ制度とは

協会けんぽには、加入者・事業主の皆さまの取組を保険料率に反映させるインセンティブ制度があります。この制度は、5つの指標に基づき、支部をランク付けし、上位の支部は保険料率が引き下げられる制度です。

すべての加入者・事業主の皆さまの健康への取組が医療費適正化につながります。

協会けんぽも皆さまの取組を全力でサポートさせていただきますので、一緒に取り組んでいきましょう。

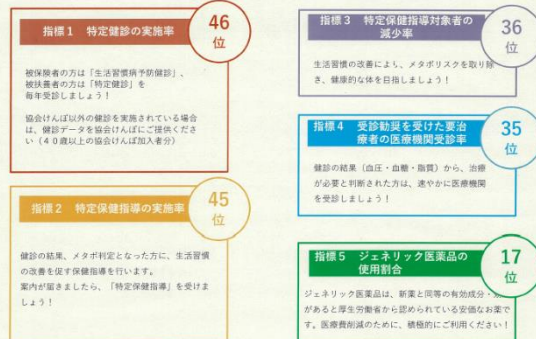
⑤5つの指標



10

インセンティブ制度

ひとりひとりの取り組みが保険料率の引き下げにつながります



12

インセンティブ制度については、各支部において「評価指標の順位」「取り組んでいただきたいこと」等の広報を実施している。

北海道支部

加入者・事業主の皆さまへ

協会けんぽ北海道支部
からの **お知らせ**

令和7年
1月号

職場の皆さままで回覧をお願いします。

インセンティブ制度 令和5年度実績のお知らせ

インセンティブ制度とは、加入者・事業主の皆様を取組を保険料率に反映させる制度です。5つの指標に基づき47都道府県支部を順位づけし、上位15支部は保険料率が引き下げられます。反映されるのは、取組年度から2年後の保険料率であり、令和5年度の結果は令和7年度の保険料率に反映されます。この度、令和5年度の数値に基づいた北海道支部の実績（確定値）が出ましたのでお知らせいたします。

総合 38位 / 47支部中（令和4年度は46位）

特定健診等の実施率	特定保健指導の実施率	特定保健指導対象者の減少率	医療機関への受診動向基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率	後発医薬品の使用割合
6位	30位	43位	26位	24位

※健診結果で生活習慣改善が必要とされた方に、保健師・管理栄養士等が行う健康リポートです。

総合順位は前年度から上がる結果となりましたが、上位15支部ではないため、保険料率の引き下げはありません。保険料率の引き下げのためには、加入者・事業主の皆様のご理解とご協力が必要です。中でも特定保健指導について取り組んでいただくことで順位の上昇が期待できます。

特定保健指導について加入者・事業主の皆様にお願しいたいこと

加入者様へ

- ✓ 健診結果で生活習慣改善が必要と判定された方は、特定保健指導の利用をお願いします。
- ✓ 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関への受診をお願いします。

事業主様へ

- ✓ 特定保健指導の案内を対象の方に確実にお渡しいただき、積極的にお声がけをお願いします。

埼玉支部

皆様の取組で健康保険料率が変わる！

インセンティブ制度 令和5年度の実績報告

インセンティブ制度とは？
5つの取組「評価指標」に基づき、協会けんぽ全国47支部をランク付けし、上位15支部については、支部ごとの実績に応じて健康保険料率を引き下げる制度です。
※取組の結果は2年後の健康保険料率に反映されます。

埼玉支部の
令和5年度の実績は **全国 46位** でした！

皆様に取組んでいただきたい5つの指標です。

1 特定健診等の実施率	2 特定保健指導の実施率
令和4年度 42位 → 令和5年度 46位	令和4年度 47位 → 令和5年度 45位

協会けんぽの健診を受診しましょう！
被保険者の方は生活習慣病予防健診を！
被扶養者の方は特定健診を！

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方は、特定保健指導を利用して生活習慣の改善を行いましょう！

3 特定保健指導対象者の減少率	4 「要治療」「要精密検査」と判定された方の医療機関受診率
令和4年度 31位 → 令和5年度 36位	令和4年度 30位 → 令和5年度 35位

特定保健指導を利用した後、食生活や運動に気を付けて健康づくりを心がけましょう！

健康診断の結果、「要治療」「要精密検査」と判定された場合は、重症化する前に早めに医療機関の受診をしましょう！

5 ジェネリック医薬品の使用割合
令和4年度 12位 → 令和5年度 17位

お薬の処方を受ける際はジェネリック医薬品を希望しましょう！
※供給状況は病院・薬局にご相談ください。

前年度からの伸び率が重視されます！
5つの指標の順位を上げる取り組みにご協力ください！

詳しくはこちら →

協会けんぽ インセンティブ制度

毎月発行・無料 全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ

〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2 大宮情報文化センター（JACK大宮）16階
電話 048-658-5919（代表）

毎月発行・無料 ご登録はこちらから！
メールマガジン「彩メール」
健康診断や健診の申し込みに関するタイムリーな情報をお届け

宮崎支部

2025.1
vol.170
みなさんで
健康づくり
しよう！

全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ
協会けんぽ みやざき

**令和7年度の健康保険料率に反映
インセンティブ制度の実績(令和5年度)について**

「インセンティブ制度」とは？

協会けんぽが定める「5つの評価指標」に基づき、47都道府県支部の取組結果に応じて総合順位の上位15支部にインセンティブが付与され、当該支部の都道府県健康保険料率に反映される制度です。

令和5年度の取組実績が、
令和7年度の保険料率に反映されます。

インセンティブ制度の
詳細についてはこちら→

5つの指標と総合順位結果

実施率・受診率だけでなく前年度からの伸び率も評価されるため、今後の取組がとても大切になります。これらの取組は皆さまの未来の健康にもつながりますので、ご協力をお願いします。

令和4年度 7位
総合 **6位** /47位中

指標1 特定健診等の実施率

令和4年度 40位
3位

●協会けんぽの健診を受ける
被保険者：生活習慣病予防健診
被扶養者：特定健診
協会けんぽの健診以外(事業者健診)を実施の場合は、健診結果データを協会けんぽに提供

指標2 特定保健指導の実施率

令和4年度 8位
29位

●特定保健指導の対象となったら、必ず受ける。

事業所様へのお問い合わせ
従業員の方が対象の場合は、協会けんぽから事業所様へ「特定保健指導のご案内」をお送りします。対象者全員が受けていただくようお願いいたします。

指標3 特定保健指導対象者の減少率

令和4年度 11位
8位

●特定保健指導の対象とならないよう、健康的な食生活や適度な運動、禁煙などに取り組む。
●特定保健指導で決めた目標を、中断することなく継続して行う。

指標4 要治療者の医療機関受診率

令和4年度 13位
31位

●健診結果で「要治療」「要精密検査」となったら、速やかに医療機関を受診する

指標5 ジェネリック医薬品の使用割合

令和4年度 2位
4位

医療機関で薬の処方を受ける際には、医師・薬剤師に「ジェネリック医薬品」を希望する旨を伝える。

沖縄支部

協会けんぽ
沖縄支部からのお知らせ

2025年
1月号
職場内で閲覧・掲示をお願いします

保険料負担の軽減につながる!?

インセンティブ制度を知っていますか？

インセンティブ制度とは…

加入者及び事業主の皆さまの取り組みに応じて、インセンティブ(給付金)が付与され、ご負担いただいている都道府県支部ごとの「健康保険料率」に反映される仕組みです。
⇒取り組み実績が翌々年度の保険料率に反映されます。

(沖縄支部実績) 支部別順位の推移

7位 → 10位 → 18位 → 26位 → 11位
(インセンティブ) あり → なし → なし → あり → なし
2019 (年報) 2020 2021 2022 2023

インセンティブにより保険料率を引き下げる方向に反映させるには…

健康づくり等に関する取り組みを行い、各評価指標の実績で都道府県47支部中**上位15支部**に入る！
(※2021年度以前は上位23支部、2022年度以降は上位15支部がインセンティブ対象)

沖縄支部の2023年度実績は全国11位(前回26位からランクアップ!)

2023年度 沖縄支部実績 (2023年4月～2024年3月)		順位	得点	インセンティブ
		11位↑	336.3点	沖縄支部の実績は、上位15支部以内のため、インセンティブの付与対象！ ⇒2025年度保険料率を引き下げる方向に反映されます
評価指標	順位	得点	結果(率)	事業主・加入者の皆さまに取り組んでいただきたいこと
① 特定健診等の実施率	33位↓ (前回19位)	65.3点	60.2% (全国57.4%)	健診は毎年必ず受診する 被保険者(ご本人)⇒生活習慣病予防健診 被扶養者(ご家族)⇒特定健診
② 特定保健指導の実施率	4位↑ (前回36位)	86.3点	28.8% (全国19.4%)	健診の結果、特定保健指導の対象となったら必ず受ける 特定保健指導は、保健師・管理栄養士のサポートが無料で受けられます
③ 特定保健指導対象者の減少率	20位↑ (前回25位)	84.0点	33.9% (全国33.7%)	特定保健指導を受けた方は、最後まで中断することなく生活習慣の改善に取り組む
④ 受診勧奨対象者の受診率	27位↑ (前回29位)	48.1点	33.9% (全国33.3%)	健診の結果「要治療(再検査)」となったら、医療機関を必ず受診する 健診を受けっぱなしにしないため、事業所ご担当者さまからのお声がけをお願いします
⑤ ジェネリック医薬品使用割合	16位↓ (前回10位)	52.5点	90.1% (全国83.1%)	お薬を受け取る際は積極的にジェネリック医薬品を選択する

注1) 各指標の得点は、対前年度の上昇率や上昇率も関係するため、実施率等の順位とは異なります
注2) 総合合点数は各項目の小数点以下の点数を含んだ合計点数となります。

**皆さまの健康と医療費適正化の取り組みが、保険料負担の軽減につながります。
取り組みへのご理解とご協力をお願いいたします。**

インセンティブ制度に関するお問い合わせ先 企画総務グループ(※ガイダンス4番)